

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

主要目次

規則	
岡山県職員倫理規則の一部改正……………	三三
岡山県景観条例施行規則の一部改正……………	三三
岡山県道路占用規則の一部改正……………	三三
告示	
(以上県例規集登載)	
○字の区域の廃止……………	三三
○字の区域・名称の変更……………	三四
○その他の卸売市場の廃止届……………	三四
○道路の区域変更……………	三四
○道路の供用開始……………	三四
○都市計画事業の変更認可……………	三五
○都市計画下水道の事業計画の変更認可……………	三五
公告	
○道路の位置の指定……………	三三
○開発許可を受けた開発行為に関する……………	三三
工事の完了……………	三五
○土地改良区役員の退任及び就任届……………	三五
○土地改良区役員の退任届……………	三五
○土地改良事業の工事完了……………	三六
○県営土地改良事業変更計画の縦覧……………	三六
○土地改良事業換地処分届出……………	三六
○県営土地改良事業の換地処分……………	三六
○大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧……………	三七
○肥料の登録……………	三七
○肥料の登録の有効期間の更新……………	三八
○選挙管理委員会……………	三八
○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………	四〇
○政治団体の収支報告書(平成十四年分)の要旨の訂正……………	四〇

規則

●岡山県規則第十四号

岡山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年三月十九日

岡山県職員倫理規則の一部を改正する規則

岡山県知事 石井正弘

岡山県職員倫理規則(平成十二年岡山県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●岡山県規則第十五号

岡山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

岡山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県景観条例施行規則(昭和六十二年岡山県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「労働福祉事業団」を「独立行政法人労働者健康福祉機構」に改め、同条第十号中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●岡山県規則第十六号

岡山県道路路占用規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年三月十九日

岡山県知事 石井正弘

岡山県道路路占用規則の一部を改正する規則

岡山県道路路占用規則(昭和四十四年岡山県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年建設省令第二十五号」の下に「。次条において『省令』という。」を加える。

第二条中「者は、」の下に「省令第四条の三第一項の規定による」を加え、「様式第一号。」を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項及び第二項中「様式第三号」を「様式第一号」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十条第二号中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同条第三号中「様式第五号」を「様式第三号」に改め、同条第四号中「様式第六号」を「様式第四号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第二項中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第二項中「うえ」を「上」に、「様式第七号」を「様式第五号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条中「様式第八号」を「様式第六号」に、「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「様式第九号」を「様式第七号」に改め、同条を第十六条とし、第十八条

を第十七条とする。

第十九条の見出し中「国等」を「国」に改め、同条中「国等の行なう」を「国の行なう」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二十一条中「第五条、第六条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条若しくは第十六条」を「第四条、第五条、第九条、第十一条、第十二条、第十四条若しくは第十五条」に、「第十八条」を「第十七条」に改め、同条を第二十条とする。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第5条関係）

第 年 月 日

殿

届出者 住 氏 所 名

担当者 電話番号

着手（工事、本復旧）
完了（工事、本復旧）
着手（工事、本復旧）
完了（工事、本復旧）

（工事、本復旧）に着手するので、岡山県道路占用規則（昭和44年岡山県規則第3号）第5条第1項の規定により、届け出ます。

道路の占用について次のとおり仮復旧を完了したので、

記

占用の場所	路線名	市 郡	町 字	番地先
占 用 許 可	年 月 日	年 月 日	指令番号	
着手 仮復旧 完了	年 月 日	年 月 日		
工事責任者	住 氏 所 名	電話番号		

記入要領

- 1 工事及び本復旧については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 着手前までは、交通の禁止又は制限を伴う場合には1週間前、その他の場合には3日前までに届け出る。着手区間の写真（カラー手札版以上とし路面状況の分かるもの）を添付すること。
- 3 着手前までは、工事区間の写真（カラー手札版以上とし路面状況の分かるもの）を添付すること。
- 4 完了区間には、施工写真、施工管理表、工事しゅん功写真（カラー手札版以上とし路面状況等の分かるもの）を添付すること。

様式第二号及び様式第三号を記す。

様式第四号(イ)中「様式第4号(1) (第10条関係)」や「様式第2号(1) (第9条関係)」に代る、同様式の注一中「白色」や「白色(反射性)」に代る、同様式を様式第三号(イ)に代る。

様式第四号(ロ)中「様式第4号(2) (第10条関係)」や「様式第2号(2) (第9条関係)」に代る、同様式の注一中「様式第4号(1)」や「様式第2号(1)」に代る「交通」や「交通」に代る、同様式を様式第二号(イ)に代る。

様式第五号(イ)中「様式第5号(1) (第10条関係)」や「様式第3号(1) (第9条関係)」に代る、同様式の注一中「白色」や「白色(反射性)」に代る「様式第4号(1)」や「様式第2号(1)」に代る、同様式を様式第三号(イ)に代る。

様式第五号(ロ)中「様式第5号(2) (第10条関係)」や「様式第3号(2) (第9条関係)」に代る、同様式の注一中「白色」や「白色(反射性)」に代る「様式第4号(1)」や「様式第2号(1)」に代る、同様式を様式第三号(イ)に代る。

様式第六号(イ)中「様式第6号 (第10条関係)」や「様式第4号 (第9条関係)」に代る、同様式の注一中「白色」や「白色(反射性)」に代る、同様式を様式第四号(イ)に代る。

様式第七号(イ)中「様式第7号 (第12条関係)」や「様式第5号 (第11条関係)」に代る「関係書類」や「岡山県道路路占用規則 (昭和44年岡山県規則第3号) 第11条の規定により、関係書類」に代る「占用場所」や「占用の場所」に代る。

(占用物件の名称、規模及び数量)

を

占	用	物	件
名	称		
規	模		
数	量		

式を様式第五号とする。

様式第八号中「様式第8号 (第16条関係)」や「様式第6号 (第15条関係)」に代る「関係書類」や「岡山県道路路占用規則 (昭和44年岡山県規則第3号) 第15条の規定により、関係書類」に代る「占用場所」や「占用の場所」に代る「工事方法」や「工事の実施方法」に代る「工事区間」や「工事の時期」に代る。

「記入要領」

1 「理由」の欄は、詳細かつ具体的に記入すること。
2 その他は、様式第1号の該当欄に

に記入すること。や「記入要領」「理由」の欄は、詳細かつ具体的に記入すること。」に代る、同様式を様式第六号(イ)に代る。

様式第九号中「様式第9号 (第17条関係)」や「様式第7号 (第16条関係)」に代る「申請します」や「岡山県道路路占用規則 (昭和44年岡山県規則第3号) 第16条の規定により、申請します」に代る「占用場所」や「占用の場所」に代る。

(占用物件の名称、規模及び数量)

を

占	用	物	件
名	称		
規	模		
数	量		

に代る、同様式を様式第七号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県道路路占用規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

●岡山県告示第百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づく土地改良事業の施行に伴い、次に掲げる土地の区域の小字の区域を廃止する旨玉野市長から届出があった。

この処分は、平成十六年三月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

玉野市町田 一七二一 表二
" " " " 一七二二 表二
" " " " 一七二三 表二
" " " " 一七二四 表二

|||||

[illegible][illegible]

上	落合町大字鹿田 四七番の一 部
欄	落合町大字栗原字下原
下	落合町大字鹿田字卯瀧
欄	

●岡山県告示第百五十二号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業の施行に伴い、次の表の上欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表下欄のように変更する旨落合町長から届出があった。

この処分は、平成十六年三月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年三月十九日

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

[illegible][illegible]

[illegible]

	及びこれらの区域に隣接する道路、水路 である国有地の全部	落合町大字大庭二番一の部
〇〇六番七まで	〇〇六番七から	落合町大字大庭字藤ノ木

[illegible][illegible]

[illegible]

落合町大字野川	及びこの区域に隣接する道路、水路
七五番六	三九番二
七五番一	四〇番二
七四番五	四〇番一
七四番一	四一番二
七三番二	四一番一
七三番一	四二番二
七二番一	四二番一
七〇番二	四三番二
六八番一	四三番一
六六番二	四四番二
六四番二	四四番一
六四番一	四五番二
五九番八	四五番一
五八番六	四六番二
五七番二	四六番一
五六番二	四七番二
五六番一	四七番一
五五番二	四八番二
五五番一	四八番一
五四番二	四九番二
五四番一	四九番一
五三番二	五〇番二
五三番一	五〇番一
五二番二	五一番二
五二番一	五一番一
五一番二	五二番二
五一番一	五二番一
五〇番二	五三番二
五〇番一	五三番一
四九番二	五四番二
四九番一	五四番一
四八番二	五五番二
四八番一	五五番一
四七番二	五六番二
四七番一	五六番一
四六番二	五六番二
四六番一	五六番一
四五番二	五六番二
四五番一	五六番一
四四番二	五六番二
四四番一	五六番一
四三番二	五六番二
四三番一	五六番一
四二番二	五六番二
四二番一	五六番一
四一番二	五六番二
四一番一	五六番一
四〇番二	五六番二
四〇番一	五六番一
三九番二	五六番二
三九番一	五六番一

	落合町大字野川	三三三三三三三三三三三三三三二二二 六六六六六六六六五五五〇〇〇九九九九八八八八八八八 六五五三二三二一〇九六四二一〇九八三二八七六六五五五 番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番 三九七 まから
	落合町大字野川桑原	

[illegible][illegible]

[illegible]

[illegible]

●岡山県告示第百五十二号

岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号）第二十條の規定により、その他の卸売市場の廃止届を次のとおり受理した。

平成十六年三月十九日

落合町大字赤野七〇三番一の一路 及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	落合町大字赤野六八二番一 六八五番一の一部 六八八番一の一部 六八九番二 六九二番七 六九三番四 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	落合町大字赤野六八一番四の部 六八一番八の部の部 六八六番一の部の部 六八六番三の部の部 六九三番一の部 六九三番四の部 及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに六九五番一に隣接する水路である国有地の一部
落合町大字赤野字夏荒	落合町大字赤野字境谷	落合町大字赤野字塚ノ元
落合町大字赤野七一八番の一の部	落合町大字赤野字宮ノ下	

●岡山県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

岡 山 県 知 事	石 井 正 弘	市場の名称	市場の所在地	開 設 者	取扱品目の部類	廃止年月日
		有限会社西山青果	倉敷市児島下の町九丁目八番一七号	有限会社西山青果	青果部	平成十六年三月六日

道路の種類 一般国道

岡山県知事 石井正弘

二 路 線 名 三七三号
三 道路の区域

英田郡大原町中町字大筭七二番五地先から	英田郡大原町中町字大筭七二番一地向まで
新 一六・五 二五・〇	旧 一六・五 三〇・〇
(メートル)	(メートル)
延長	幅員

一	道路の種類	県道
二	路線名	妹尾吉備線
三	道路の区域	

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
岡山市妹尾字汗入四〇三六番二地先から 岡山市妹尾字小田村二八九番一地先まで	新	七・九 三〇・〇	三四・〇
岡山市妹尾字汗入四〇三六番二地先から 岡山市妹尾字小田村二八九番一地先まで	旧	七・九 三六・〇	三六・〇

一	道路の種類	県道
二	路線名	津山柵原線
三	道路の区域	

区	域	新 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市押淵字前三六一番一地从先から 久米郡柵原町塚角字大土河原田一八八四番四 地先まで	津山市押淵字前三六一番一地从先から 久米郡柵原町塚角字大土河原田一八八四番四 地先まで	新	八・〇 二五・〇	二、一三・〇
津山市押淵字前三六一番一地从先から 津山市押淵字清水前一四〇番一地从先を経て 津山市押淵字大土原一三番二地从先まで	津山市押淵字前三六一番一地从先から 津山市押淵字清水前一四〇番一地从先を経て 津山市押淵字大土原一三番二地从先まで	旧	四・五 二・〇	二、〇六・〇

●岡山県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

に供する。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	津山柵原線	津山市押淵字前三六一番一地从先から久米郡柵原町塚角字大土河原田一八八四番四地先まで	平成十六年三月十九日

●岡山県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年岡山県告示第百五十六号笠岡都市計画緑地事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
笠岡市	笠岡都市計画緑地事業（十一番町緑道）	平成十二年十一月十六日から平成十七年三月三十一日まで	収用の部分変更なし 使用の部分変更なし

●岡山県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業（倉敷公共下水道）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
倉敷市	岡山県南広域都市計画下水道事業（倉敷公共下水道）	昭和二十七年七月十八日から平成二十二年三月三十一日まで	収用の部分 平成十四年岡山県告示第二百四号の事業地から玉島阿賀崎四丁目目を削除し、玉島一丁目、玉島乙島、堀南、中庄、羽島、茶屋町を変更する部分なし

公 告

〔七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面については、岡山県井笠地方振興局建設部維持管理課において、一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令井地振 建第一二四〇号 平成十六年三月九日	浅口郡鴨方大字鴨方字鳥落通二二三六番一、二三三六番一地从先水路	四・〇〇	三四・六〇

〔七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町福富字広土井四一七、四一八一、四二二、四二二一、字池田四二〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

株式会社しまむら

代表取締役 藤原秀次郎

三 許可番号

岡山県指令建指第六一七号

〔七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 土地改良区の名称

加茂川下流開拓土地改良区

二 退任及び就任役員

岡山県知事 石 井 正 弘

氏名	氏名	住 所	理事	監事
平田 治之	甲田 近男	津山市榎三九〇	理事	監事
甲田 近男	中尾 幹雄	近長四四〇一二	理事	監事
中尾 幹雄	中尾 幹雄	河面八八八	理事	監事
前田 今江	高野本郷二七二四	八八八	理事	監事
中村 哲士	田熊一八四九	高野本郷二七二四	理事	監事
久常 敏泰	久常 敏泰	田熊一八四九	理事	監事
井家上正実	山本 彰一	福井一四五三	理事	監事
山本 彰一	山本 彰一	勝田郡勝北町山形五八一	理事	監事
木村 正規	内田 勝征	西中一一七五	理事	監事
芦田 龍七	内田 勝征	西下三四二	理事	監事
内田 勝征	流郷 繁和	九〇二	理事	監事
長瀬 英夫	流郷 繁和	上村一二九	理事	監事
流郷 登	流郷 繁和	坂上一〇一三	理事	監事
芦田美喜夫	高山 保	中村二四九	理事	監事
高山 保	高山 保	杉の宮七三七一二	理事	監事
高山 智弘	土井 恒夫	上野田五七三一二	理事	監事
土井 恒夫	井堀 俊昭	五六一三	理事	監事
井堀 俊昭	井堀 俊昭	下野田一五三一二	理事	監事
安東 博	忠政 栄	津山市田熊一四五五	理事	監事
忠政 栄	流郷 保長	勝田郡勝北町上村三八〇一	理事	監事
流郷 保長	神田 昌治	津山市榎二九五一二	理事	監事
	笹尾 雄史	近長四一	理事	監事
	中尾 勉	六四七	理事	監事
	河井 一視	高野本郷二七五一	理事	監事
	内田 清隆	勝田郡勝北町山形一〇八	理事	監事
	丸尾 賢司	西下七七六一	理事	監事
	内藤 英一	坂上二七五	理事	監事
	安東 正勝	下野田一五三一二	理事	監事

(二五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

平成十六年三月十九日

一 土地改良区名称 尾坂池土地改良区	岡山県知事 石 井 正 弘
二 退任役員 氏名 石田 英夫	住 所 笠岡市吉田二七一四
三 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。 平成十六年三月十九日	
事業主体 倉敷土地改良区	地区名 天 城 67 号
	工 種 かんがい排水
	完了年月日 一六・二・二六
(二五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営(ため池等整備(一般型) 切池地区)土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。 平成十六年三月十九日	岡山県知事 石 井 正 弘
一 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(ため池等整備(一般型) 切池地区)変更計画書	
二 縦覧の期間 平成十六年三月十九日から平成十六年四月九日まで	
三 縦覧の場所 赤坂町役場	
(二六) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。 平成十六年三月十九日	
一 届出者 玉野市土地改良区理事長	岡山県知事 石 井 正 弘
二 地区名 山田地区	
三 換地処分年月日 平成十六年三月九日	
(二五) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。	

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第二〇三〇号	副産石灰肥料	ユーキフル	アルカリ分 三五・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	エーザイ生科研株式会社 東京都文京区本郷四丁目八番一三号	平成十五年六月二十四日
岡山県 第二〇三一号	消石灰	七〇・〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉四七九番地の一	平成十五年七月二十八日
岡山県 第二〇三二号	混合有機質肥料	土壌つこ	窒素全量 一三・二 りん酸全量 〇・〇 カリ全量 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市青江一丁目四番一六号	平成十五年七月三十日
岡山県 第二〇三三号	混合有機質肥料	土根生	窒素全量 一三・二 りん酸全量 〇・〇 カリ全量 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市青江一丁目四番一六号	平成十五年九月二十二日

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 地区名 鹿田地区 第二工区
二 換地処分年月日 平成十六年三月五日一 地区名 落合地区 野川工区
二 換地処分年月日 平成十六年三月十日一 地区名 落合地区 美川工区
二 換地処分年月日 平成十六年三月十二日一 地区名 落合地区 赤野工区
二 換地処分年月日 平成十六年三月十二日一 地区名 落合地区 平松大日工区
二 換地処分年月日 平成十六年三月十二日

(二六) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン井原
所在地 井原市下出部町一〇〇五一一ほか
意見の概要
市町村から聴取した意見
大規模小売店舗の営業時間の延長によっては、当該店舗の周辺地域の生活環境に与える影響はありません。

三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十六年三月十九日から平成十六年四月十九日まで

2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課及び井笠地方振興局総務振興部総務振興課

(二八) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成十六年三月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

〔八三〕肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成十六年三月十九日

岡 山 県 知 事 石 井 正 弘

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第八七四号	なたね油かす及び その粉末	五・六菜種油粕粉末	窒素全量 五・六 りん酸全量 一・二 加里全量 〇・三	該当なし	ニッコー製油株式会社 東京都中央区新川一丁目一六番四号	平成十五年五月一日
岡山県 第七六二号	炭酸カルシウム肥	炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五四・〇	該当なし	中山石灰工業株式会社 岡山県上房郡北房町大字宮地二二五番	平成十五年五月一日

岡山県 第一〇三四号	混合有機質肥料	土壌つこ二号	窒素全量 一四・三 りん酸全量 〇・〇 加里全量 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とあり	日本有機株式会社 岡山県岡山市青江一丁目四番一六号	平成十六年三月一日
岡山県 第一〇三九号	副産石灰肥料	カキガラ石灰	アルカリ分 四八・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 規格事項は公定 規格のとおり	株式会社大宝 岡山県川上郡備中町大字西山一七五九番 地	平成十六年二月十八日
岡山県 第一〇三八号	加工家きんふん肥	炭化鶏糞	窒素全量 三五・四 りん酸全量 〇・〇 加里全量 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 規格事項は公定 規格のとおり	江尻正 岡山県総社市新本七三一〇番地	平成十六年二月六日
岡山県 第一〇三七号	混合有機質肥料	有機混合肥料三四〇号	窒素全量 四三・〇 りん酸全量 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とあり	マルハ製肥株式会社 岡山県岡山市延友四三六番地の 一	平成十六年二月六日
岡山県 第一〇三六号	炭酸カルシウム肥	苦土炭酸石灰	アルカリ分 一五・三 可溶性苦土分 五・二 ク溶性苦土分 五・八	その他の制限事 項は公定規格の とあり	株式会社大宝 岡山県川上郡備中町大字西山一七五九番 地	平成十五年十二月二十四日
岡山県 第一〇三五号	副産動物質肥料	フィッシュソリユール	窒素全量 一二・五 りん酸全量 二・二	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とあり	アスカバイオ株式会社 岡山県赤磐郡赤坂町坂辺一二六番地	平成十五年十二月二十六日
岡山県 第一〇三四号	混合有機質肥料	ニュー勇氣満点二号（有機質肥料）	窒素全量 一三・五 りん酸全量 〇・〇 加里全量 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とあり	日本有機株式会社 岡山県岡山市青江一丁目四番一六号	平成十五年十二月二日

岡山県 第九七七号	とうもろこし浸液肥料	日食CSLM	窒素全量 りん酸全量 カリ全量	三三三 〇〇〇〇	含有を許される 成分の最大 規格の とあり	日本食品化工株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番八号	平成十五年五月十五日
岡山県 第九五七号	副産石灰肥料	くみあい粒状転炉さい二 号	アルカリ分	四〇・〇 三・〇〇	含有を許される 成分の最大 規格の とあり	川鉄鉦業株式会社 東京都台東区蔵前二丁目一七番四号	平成十五年五月十九日
岡山県 第九一〇号	副産石灰肥料	粒状副産石灰肥料	アルカリ分	四七・〇	含有を許される 成分の最大 規格の とあり	かきから工業協同組合 広島県広島市南区仁保四丁目一九番八号	平成十五年五月十九日
岡山県 第九二八号	副産石灰肥料	うらべ粒状副産石灰肥料	アルカリ分	四七・〇	含有を許される 成分の最大 規格の とあり	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	平成十五年七月一日
岡山県 第六八四号	生石灰	八〇・〇生石灰	アルカリ分	八〇・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉四七九番地の一	平成十五年七月二十八日
岡山県 第九三二号	炭酸カルシウム肥料	粉状苦土石灰肥料	アルカリ分	五六・〇 〇四・〇〇〇	その他の制限の 事項は公定規格の とあり	中山石灰工業株式会社 岡山県上房郡北房町大字宮地二二五二番地	平成十五年八月二十日
岡山県 第八七八号	炭酸カルシウム肥料	粉状苦土石灰肥料	アルカリ分	五六・〇 〇四・〇〇〇	その他の制限の 事項は公定規格の とあり	中山石灰工業株式会社 岡山県上房郡北房町大字宮地二二五二番地	平成十五年八月二十日
岡山県 第六九〇号	生石灰	八〇・〇生石灰	アルカリ分	八〇・〇	該当なし	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	平成十五年十月一日
岡山県 第六八九号	消石灰	六〇・〇消石灰	アルカリ分	六〇・〇	該当なし	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	平成十五年十月一日
岡山県 第八二三号	消石灰	六五・〇消石灰	アルカリ分	六五・〇	該当なし	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	平成十五年十月一日
岡山県 第五六四号	消石灰	六五・〇消石灰	アルカリ分	六五・〇	該当なし	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	平成十五年十月十六日

選挙管理委員会

●岡山県選管告示第百二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、備前市選挙管理委員会から、次のとおり異動があった旨報告があった。

平成十六年三月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 片山 邦 宏

異動事項	新	旧	異動年月日
施設の名称	リフレセンターびぜん	備前勤労者総合福祉センター	平成十六年一月一日
施設の管理	備前市長	財団法人 備前市施設管理公社	〃

岡山県 第九三三号	副産石灰肥料	粉状副産石灰肥料	アルカリ分 四八・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	かきがら工業協同組合 広島県広島市南区仁保四丁目一九番八号	平成十五年十月十五日
岡山県 第八二二号	なたね油かす及び その粉末	なたね油粕粉末	窒素全量 五・三 加里全量 一・三 〇・〇	該当なし	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六号	平成十五年十一月二十一日
岡山県 第八三三三号	消石灰	六五・〇消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉四七九番地の二	平成十五年十一月二十六日
岡山県 第八八五号	魚かす粉末	七六魚かす粉末	窒素全量 六・七 〇・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県岡山市桑野五一七番地三	平成十六年一月十六日
岡山県 第八八六号	魚かす粉末	八六魚かす粉末	窒素全量 六・八 〇・〇	該当なし	ゴトウ物産株式会社 岡山県岡山市桑野五一七番地三	平成十六年一月十六日
岡山県 第九九六号	混合有機質肥料	油粕入り発酵けいふん	窒素全量 三・〇 加里全量 一・〇 〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市青江一丁目四番一六号	平成十六年二月十三日
岡山県 第九三四号	副産石灰肥料	粉状副産石灰肥料	アルカリ分 四八・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	福種株式会社 福井県福井市開発町第一号三三番地一	平成十六年二月十八日

●岡山県選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書（平成十四年分）について、岡山県中小企業政治協議会から訂正の届出があったので、同法第二十条第一項の規定により公表した政治団体の収支報告書（平成十四年分）の要旨（平成十五年岡山県選管告示第百六号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年三月十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 片山 邦 宏

平成十四年分の部岡山県中小企業政治協議会のうち一

(1) 収入総額	239,175円
前年繰越額	4,166円
本年収入額	235,009円
(2) 支出総額	226,430円
翌年への繰越額	12,745円

〔1〕 収入総額	244,175円
前年繰越額	4,166円
(2) 本年収入額	240,009円
(3) 支出総額	226,430円
翌年への繰越額	17,745円
岡山県議会議員選挙区選出議員の収入	
〔1〕 収入の内訳	235,000円
個人の負担する党費又は会費	35人 9円
その他の収入	9円
収入合計	235,009円
〔1〕 収入の内訳	240,000円
個人の負担する党費又は会費	35人 9円
その他の収入	9円
収入合計	240,009円